

意見募集で提出された意見の概要

(注) 同趣旨の意見は重複を割愛し、さらに、1 件の提出で複数の意見のあるものはそれぞれに分けたことから、項目ごとの意見提出件数とここに掲げた意見等の数は一致しない。

1. 基本方針の全般について

主 な 意 見
基本方針が、都道府県の計画の最低ラインとなるようにすべき。
基本方針を被害者支援施策の明確な最低ラインとする旨の文言を盛り込むべきである。
基本方針が被害者支援施策の最低ラインであるとはっきり分かるような文言を入れて欲しい。また、それが実効可能になる予算措置(一時保護費)をして欲しい。
配偶者暴力相談支援センターがDV法に基づく効果的な援助を行なうべきことを、「基本計画」に明記してほしい。
都道府県における基本計画に市町村への働きかけを義務化させてほしい。また、被害当事者のために身近である市町村に支援センター設置を奨励させるよう文言をいれてほしい。
市町村の基本計画は必ず策定するようにさせてほしい。また、政令市や中核市は配偶者暴力相談支援センターの設置も義務化すべきです。人口の多い市についても義務化すべき。
国としての予算措置を行って、市町村の基本計画策定、配偶者暴力相談支援センター設置を義務化されたい。
政令指定都市への配偶者暴力相談支援センターの設置を進めるよう示されたい。
市町村の基本計画並びに支援センターの設置を推進する旨を明記する。
基本方針の中で、都道府県に市町村への働きかけを義務化し、市町村に対しては特に配偶者暴力相談支援センター設置を奨励すべきである。
基本方針の中で、都道府県に市町村への働きかけを義務化すべき。市町村に対しては特に支援センター設置を奨励すべき。市町村の支援センター設置、市町村ブロックでの支援センター設置とともにワンストップ窓口奨励を明記すべき。
都道府県が基本計画を策定する際の必要事項は「盛り込むことが望ましい」ではなく、「盛り込むこととする」としてほしい。
県レベルの基本計画策定には計画評価専門委員会を設置することを義務付ける。
基本方針に掲げられた項目の達成度を検証し、今基本方針に盛り込むべきである。
都道府県計画の策定後の進捗状況について、内閣府に報告するよう義務付けされたい。
都道府県の基本計画策定に関して、計画の進捗状況を検証するため、専門家からなる計画評価委員会の設置を義務付けるべき。
都道府県が中核的役割を担い、市町村に対する技術的助言を行えるようにすべき。
配偶者暴力相談支援センターは24時間体制とすべき。
配偶者暴力相談支援センターの人員体制について、国において定めてほしい。
配偶者暴力相談支援センターの相談業務は正規職員が必ず担当すべき。
警察のDV対応には、女性警察官配置を義務づけてほしい。
被害者支援については「同行支援」などの実践的な支援体制を明記する。
危機管理マニュアルを作成し、都道府県に配布すること。
DV施策に対する予算を国、地方自治体ともに拡充する旨明記する。
地方自治体への予算措置を行ってほしい。

地方自治体にも予算措置を求めて、施策の実効性の担保を図るべきである。
DV施策には、国の補助金を裏付けてほしい。
ナショナルスタンダードにどこへ逃げても同一の支援策が受けられるよう国から各自治体へ指導されるべき。
被害者支援の現場でも、DV被害者が被害申告を行ったり、保護命令の申立てすら躊躇する傾向にあり、せつかくの取組みが逆行しつつあるように感じる。警察、裁判所をはじめ、相談機関によるDV被害者への強力な支援、配慮が必要。
個人情報の管理権の保護・暴力行為(異常な法的手段も含)からの保護という観点も組み込んでほしい。夫婦間の悪意的な法律行為も暴力と認めていただき、防止・解消に向けた法律を付加し、被害者救済を重視した内容にしてほしい。
先進的な地域の取組を付録でもなんでもいいので、随所に盛り込んでほしい。
内閣府は全国的な統計を実施し、地域格差の解消をするべき。
「非暴力を目指し、取り組む必要がある」ではなくて、取り組まなければいけない。
基本方針・基本計画・通知・通達などについて、説明会や意見交換会を開催して民間団体にも周知を図ること。
「基本方針」が、どの交番の警察官でも浸透し理解されていることが必要。
暴力の定義について、肉体的暴力だけを想像しないよう、身体的・性的・肉体的暴力の三種類を明示したほうがよい。
「配偶者以外の家族からの暴力行為」も法の対象としてほしい。
デートDV、交際相手からの暴力、同性間で起きる暴力への対処についても基本方針に盛り込むべきである。
デートDVに対する取組を教育委員会で行うよう盛り込むとともに、デートDVの実態把握のための調査と対策の実施を都道府県に対し義務化されたい。
「デートDV」の対応について、教育現場(高校や専門学校など)における教育プログラムの実施を義務化し、そのための教職員の研修の機会を担保すべき。
配偶者暴力の定義の拡大について、経済的なことも定義に加えてよいと思う。
社会福祉士を適切な部署に配置し、DV防止や被害者支援、地域のネットワーク作りに活用していくことが大事。
被害を受けた女性への支援諸策において、マイノリティ女性全般に関する視点を導入することを要望する。
「婦人」の名称を「女性」に改めてほしい。
DVをなくすために共通の敵自分自身の心の落とし穴に目を向けて互いに切磋琢磨していかななくてはならない。
「女性と男性は対等平等な存在であること」へ意識改革、「暴力の連鎖」を食い止めとめることを重視した方針の策定を望む。
基本方針の文章自体が、冗長で読みにくく、意味が不明瞭。「DVという人権侵害はあってはならない、何とか根絶したい」という意志を感じさせるものであってほしい。
「配偶者間の暴力はどの家庭でも起こり得る」「男性の責任性が大きい」という現実に基づいた認識に修正すべき。
被害者の人権の擁護が保護・援助・自立支援において根本的な要件であることを、明確な表現で盛り込むよう求める。
「緊急性のない被害者」が有利な離婚を進める為の裏技として一時保護の利用があり、許されない。行政もそれを後押しするような「指導」を行っている形跡がある。

被害者男性に対する政策がそれほど実施されていない。ゲイや妻から暴力や暴言を受けた男性はどうすればいいのか。 また、DVを目撃している子供のケアに対する政策が一切載っていない。
「離婚を有利に進めたい」、「相手方にダメージを与えるために利用したい」など保護命令本来の目的からかけ離れた利用が横行している。DV法を利用した申立て相手方、および、子どもに対する人権侵害に歯止めをかけるよう内容を改正するべき。
外国籍女性被害者への支援方針については、文化・言語・在留資格等々、独自の支援体制の整備が必要なことから独立した項目立てをして明示することが望ましい。また、すべての項目において外国籍女性に対する配慮が求められる。
配偶者の暴力を認定するには専門調査官による公正な調査が必要とするべき。
加害(とされる)男性の主張や権利、また子どものケアや教育を受ける権利のほうも守られるべき。

2. 配偶者からの暴力についての通報について

主 な 意 見
市民からの通報がしやすくなるよう啓発を行う。
一般の方に「加害者に知られないように」とまで求めるのは、負担。通報者に、暴力が行われている家庭の場所を聞いて、センターの職員が「知られないように」そちらに出向くべき。
児童虐待に比べて、DVに関しては一般からの通報は極めて少ないので、さらに社会への啓発に努め、被害者の保護を図るための取り組みを広くはかるようさらに強調されたい。
相談窓口に関する情報提供だけは確実に行うよう工夫が必要。相談窓口が安心して相談できる場所であることがわかれば、当事者はアクセスしやすくなる。
児童虐待と同様に通報することを義務化して欲しい。
児童虐待に比べて、DV被害の通報はごくわずかであり、更なる一般市民への啓発の必要性に鑑み、マニュアルと啓発内容を基本方針で具体的に提示し市町村を含めて取り組ませる必要がある。
医療機関に積極的に働きかけ、継続的なDVの専門研修ができるようにすること。
医療関係者へのDV対応マニュアルの作成について、すすめてほしいと思います。
医療担当者への研修、DV被害者対応マニュアルの作成を義務化するよう示されたい。
自治体だけでなく医療関係者にDV対応マニュアルの作成を求め、通報の徹底を図るべきである。
暴力によるケガなどについて、被害者から求められた場合は、診断書の作成を義務付けること。
医療現場からの通報について、ガイドラインやスクリーニングの実務マニュアルを厚生労働省で作成し、全国の医療機関に配布するように都道府県に通知し、医師会と連携をとり、通報についての研修を都道府県で実施するように義務化してほしい。
都道府県の医務を担当する課に、DV対策のためのチーム検討会を作らせ、医療機関で、継続的な専門研修を実施するようにしてほしい。
「通報」について「児童虐待」と同様に医療機関と医師に徹底周知する。女性が一人になったときにそっと手渡せるDV法の内容や相談窓口を紹介する小さいカードを診察室に常備することを奨励し、モデルとなるものを作成・提示する。

自治体だけでなく医療関係者へのDV対応マニュアルを作成し、通報の徹底を図るべき。医療機関にDV対応情報が広めることが必要。
医師その他の医療関係者からの通報・医療現場での実務マニュアルを厚生労働省で作成し、全国の医療機関に配布してほしい。都道府県は医師会と連携をとり、研修を義務化すべき。モデル病院などを作り、体制をつくるべき。
子供がいる場合は、児童虐待に繋がるので、教育現場からも訴えていかなければいけない。学校関係者(幼稚園・保育園も含む)も含むのが望ましい。
警察の援助について、わかりやすい文書で相談者に示すことができるようにしてほしい。
警察の危機介入について、しっかりしたマニュアルをもとに対応できるようにしてほしい。また、相談や通報等の際は必ず記録をとるように徹底した指導をしてほしい。
警察対応については、まず配偶者暴力相談支援センター、相談員、民間団体などと個別事案を共有化して、検挙と同時に被害者保護が行われる体制を構築した緊急介入が必要である。加害者への指導警告についても、加害者の自覚を促す方法を取り入れるべき。
基本方針に定められている内容がほとんど実施されていない実態にあり、通報に対する警察のとりべき措置について、さらに具体的に書き込む必要がある。
生活安全課だけでなく、全警察官へのDV対応に関する教育を徹底する。
各都道府県警察の生活安全課にDV担当の女性警察官の複数配置を義務づけてほしい。また、相談室の環境の整備をしてほしい。
警察について、当事者の申し立てだけで状況判断をしない的確な対処が常にできるような体制にすべきです。

3. 被害者からの相談について

主 な 意 見
内閣府の相談の手引きをいっそう充実すべき。また、医療関係・教育・警察・司法向けの適当な標準的な事務必携も国で作成すべき。
被害者からの相談については、ぜひ24時間体制でお願いしたい。
配偶者暴力相談支援センターは24時間体制とするよう義務付けてほしい。
配偶者暴力相談支援センターには24時間対応を義務付けるべきである。
証明書の発行等に係る相談者の精神時負担を考えれば、市町村がDVセンターの機能を果たすことで様々な負担が軽減されるので、センターの設置を義務化していただきたい。
配偶者暴力相談支援センターはセンターでできない支援については、被害者に対して、民間の相談・支援機関を積極的に紹介するとともに、連携を行う。
ワンストップサービスを義務付けること。
被害者へのワンストップサービスについて、基本方針で明確化して欲しい。
被害者が配偶者暴力相談支援センターに相談したら、ワンストップサービスとなるようにしてほしい。
ワンストップサービスと同行支援をセットにして明記してほしい。
同行支援の具体的な支援のあり方を示していただきたいと思う。
相談窓口から緊急一時保護へとつながるシステムについて全国共通のガイドラインを示すべきである。

支援機関の間で、被害者の情報を共有する場合の取扱のルールづくりの指針を盛り込んでほしい。
加害者への対応マニュアルを作成し、危機管理、安全確保に配慮し、都道府県に配布すること。
DV渦中、別居、離婚後を問わず、必要なカウンセリングを無料で提供するシステムを行政内に設けることが必要。
被害相談にあたる職員（警察官を含む）の専門性を明確にする必要がある（研修プログラム修了者等）。
婦人相談員の役割として、情報提供や助言だけでなく、訪問や必要な調査、同行、関係機関へ理解を求めるなど、あらゆる社会資源を効果的に活用するケースワーク機能が明記されるべき。
相談を受ける者が被害者本人の自己決定を促そうとして、性急な対応をしないことが肝要であることを加えられたい。
当事者がどのような選択をしても、それを尊重し、自宅に戻ったからといって不利益を与えることなく、退所後も相談や保護を求めてきたときは応じることを明文化してほしい。
配偶者暴力相談支援センター、特に相談員が組織内で孤立することのないよう、拠点への専門家（医師、臨床心理士、弁護士など）による支援が不可欠。
『被害者非難』の防止について事例を集めて周知する事が必要。
外国人女性の場合、聴覚や視覚に障害をもっておられる女性など、情報格差をなくすようなガイドラインを示してほしい。
被害者が必要とする場合、通訳、手話通訳、介護、同行支援等に関して、被害者が無料で、サービスが受けられるように、予算措置を行う。
障害者や外国人の被害者の場合、親族や友人などの関係者が本人の代理で相談したり、手続きを代行したりすることがあるが、そうした被害者の状況も反映できるような統計にしてほしい。
手話や通訳を介した対応など、DV被害者の状況に合わせ、適切な対応を具体化するために必要な項目・指標を示されたい。
外国籍や障害を持った人などマイノリティ対応の全国的なガイドラインを明記してほしい。
市区町村のDV相談支援センター設置について、外国人、障がいを持つ女性など最も困難を抱えた被害者の保護と福祉の施策の活用のためには、福祉の場所で相談員がきちんと機能していることが必要。
外国人の相談については、どこでも同じサービスとなるようにガイドラインを作るべき。
多言語対応の体制を作って欲しい。
外国人の相談についての指針を設け、外国人ということで不利益を受けないようにしてほしい。
外国籍女性被害者が安心して相談できるよう多言語での相談体制の整備、広報等、「国籍」を問わない人権尊重の具現化に向けて方針を明示することが必要。
外国人被害者からの相談の通訳について、全国で共通した研修を義務付けるとともに、裁判所通訳、警察署通訳と同等か、せめて当番弁護通訳程度の待遇を保証すべき。
マイノリティ対応の全国共通のガイドラインを示すべきである。
情報提供も含め多言語対応、手話対応などが必要な人などマイノリティ対応の全国共通のガイドラインを示すべき。

4. 被害者に対する医学的又は心理学的な指導について

主 な 意 見
被害者の相談～一時保護～自立支援のプロセスを連続して支えるという援助の概念を基本方針に盛り込み、医学的・心理学的な治療や指導のみならず、被害者の生活・人生の質の向上を究極的な目的とするソーシャル・ケースワークの援助概念と技術にもとづく基本方針とするべき。
フェミニストカウンセリングが有効なので、基本方針に登用にについて記載すべき。
中長期的な心理的ケアとして、2年程度はフェミニストカウンセリングを行う必要があることを盛り込んでほしい。
DVに理解が深く、被害者女性の心情に添ったフェミニストカウンセリングの実施をしてほしい。
中長期的な心理的ケアを行う必要があることを盛り込んでほしい。
PTSDなど、心理ケアは長くかかることを覚悟するように記載してほしい。
民間シェルター等に避難している被害者が、心理的ケアを受けられるように、予算措置も含めた施策を盛り込んでほしい。
シェルター利用者である母親と子どもの多くが心身の不調を訴え、シェルター退所後に発症する例もあり、地域に医療ケア、心理的ケアができる専門職の配置は是非とも必要である。
DV被害者の一時保護等を行う施設での心理的ケアが難しい場合においては、地域の関係機関等との連携によって、心理的ケアを受けることができるようなシステムの構築をはかるよう示されたい。
被害者に自分に自信をもつよう充分に暖かく心理学的な指導を十分に行っていただきたい。
地方においては、DV被害者や児童虐待の被害者等に対して、適切な医学的・心理学的なサポートができる専門家が極めて少ないので、養成から行う必要がある。
DV被害者を一時保護したり相談支援を行う機関・施設には、心理療法担当職員の配置が必要であることを示されたい。
民間シェルター等にカウンセラーを派遣すること。
児童虐待とDVが同時に起きている事例が多いという報告もあることから、子どもの施設においても、DVに知見のある心理ケアのできる職員の配置が必要である。
児童虐待とDVが同時に起きていることが多いので、子どもの心理ケアのできる職員の設置をぜひお願いしたい。
児童相談所の職員にDV専門研修を義務付ける。また、DV相談経験者を配置するように義務付ける。
同伴児がいる場合は、配偶者暴力相談支援センターから児童相談所へ被虐待児を保護しているという通報をするのが望ましい。
被害者に医療機関を利用させる場合には、医療機関に協力を求め、被害者を匿名扱いで保護するなど加害者から守るための配慮を行う必要があることを示されたい。
面接交渉を信頼できる第三者機関にゆだねることで、DV被害者の精神的負担を軽減するとともに、子どもの権利も擁護する試みとして、元家庭裁判所調査官らが設立した社団法人などの取り組みを参考にしつつ、民間組織の育成をはかることも必要。
被害者に対して「指導」という文言は適切ではない。

「被害者に対する医学的又は心理学的な指導」の「指導」という言葉にパワーの差が明確に現れているので、避けるべき。「指導」でなく、「ケア」「援助」が適切。
二次被害の原因である不適切な対応は「被害状況について無理に問いただすことなど」というように一言添えたほうがいい。

5. 被害者の一時保護・保護について

主 な 意 見
一時保護委託に関わる具体的なガイドラインを明示すべきである。
すべての当事者が相談に来た時点から「一時保護」の対象となり、国の制度が利用できるよう制度改善を徹底すべき。一時保護委託に関わる具体的なガイドラインを国が都道府県に明示すべき。
被害当事者が必要とする場合には一時保護を2週間を超えて利用することができ、委託となった場合でも、2週間を超えた委託料が支払われるべきであることを明確にすべきである。
緊急一時保護2週間。自立を目指し保護を要する期間は3年を目途とし、その期間内の、保護と自立のためのプログラムを作成する。
保護の期間について、「2週間から1ヶ月」などと、数字で2週間の枠にとらわれなくてすむような鮮明な通知が必要。
民間シェルターに保護されても、ステップハウスに入居しても、DVの証明が受けられるようにしてほしい。
民間シェルターに直接入所した人についても、配偶者暴力相談支援センターからの委託を受けられるようにすること。
社会資源の中で、新たに例えば婦人保護施設等をDVの公的シェルターとして位置づける等、シェルター施設の増加を検討すべきである。
政令指定都市においても配偶者暴力相談支援センターを設置し、それとの連携のもとに一時保護を実施するよう示されたい。
婦人保護施設における被害者の保護において、「婦人保護施設においては、適切な職員を配置し、」の後に「必要な予算措置を講じ」を入れてほしい。
県は民間団体や、個人宅を保護施設に準ずるものとして保護委託契約を結ぶことができることとする。
一時保護委託先については、母子生活支援施設、児童養護施設等を基本委託先とするよう示されたい。
一時保護対応の環境整備の一つとして、個室化、および精神被害の大きい方や高齢の方への個別配慮、医療機関や高齢福祉施設での保護対応検討なども考慮してほしい。
現在の「一時保護」の委託料以上の措置費が保証されるように予算化を行う。
被害当事者の保護に当たっては同行支援を取り入れるよう示すべきである。
被害者保護はシェルター入居のみならず同行支援等必要な支援を含めて考えられるべきであり、予算化を行う。
一時保護利用時の安全確保について、安全な移送体制を確保するようシステム化を義務付ける。
県域を超えての広域的な連携が円滑に行えるように盛り込むべきである。都道府県でルールを作り、他県との調整を都道府県が担当することを明記してほしい。

広域保護について、本人の希望を考慮しつつ、危険の状況に応じて関係者は積極的に対応することが必要（費用負担についての明確化を地方公共団体に義務付けることが必要）。
DV被害者と子どもに対して、学校・幼稚園・保育所の職員が対応できるよう、文科省・厚生労働省と連携しマニュアルを作成し、研修を実施するよう義務付けてほしい。
一時保護期間中の児童への学習支援と心理的ケアの実施を盛り込むべきである。
同伴児童が安全に就学できる環境を保障してほしい。児童相談所との連携の下、学習プログラムを保障し、学校出席の扱いとみなすのが望ましい。
高学年や中学生など自相に分離され、一緒に保護所に保護されない男子について、保護委託の場所などでお母さんと一緒に居る事ができるよう工夫をすることを「基本方針」に明記して欲しい。
当事者の選択を尊重し、一時保護からの退所後も相談や保護を求めてきたときは応じることを明文化してほしい。
委託期間の途中で、委託先にも慣れ安心して生活している利用者を予算の都合で一時保護所に移動させないこと。
母子生活支援施設や婦人保護施設の「適切な職員」の専門性を明確にする必要がある（研修プログラム修了者等）。
緊急やむを得ない用件があるときは、裁判所、あるいは保護に関わった市町村機関、警察などを通して連絡の依頼をすること。
一時保護では保護の後、報復を受けるのは確実なので、実行力に乏しい。
DV被害者支援-保護などの現地主義を徹底し、外国人女性にも同様の保護を与えること。

6. 被害者の自立支援について

主 な 意 見
基本方針において自立支援の実施基準を明確にし、都道府県の基本計画では、これをもとにした具体的な施策の実施をはかるよう示されたい。
個別の自立支援プログラム策定の必要性を基本方針で明示すべきである。
自立支援については都道府県の計画内容にばらつきがあるので、基本方針は最低限の実施基準を示し、具体的な施策の実施を義務付ける必要がある。
民間シェルター避難中のDV被害者にも公的シェルターに保護された人と同等の権利を得られるように、明文化すること。
「自立=DV被害からの回復」は、生活保護法も含めた社会資源の効果的な活用による生活再建の道筋であると「基本計画」にうたってほしい。
自立支援について、ガイドラインが必要なものについては統一基準を具体的に示すようにしてほしい。現行法をどのように解釈して配慮対応しているか、どのような解釈が成り立つのかについての情報がほしい。
自立支援に当たっては、ひとり親家庭、子育て、多文化共生等々の施策と重なり合う部分が多くあり、それぞれの施策が連動する形でトータルな支援体制の整備が求められる。
地域生活支援センターの確立と生活アドバイザーの配置の制度化・予算化をお願いしたい。
一時保護後の自立支援との連携をスムーズにすべき。公的ステップハウスの新設が望まれる。行政がもっと予算と人を投入して実行に当たるべき。

DV被害者支援を行う福祉事務所は、ワンストップサービスでの対応を徹底するよう示されたい。
PTSDを初めとする被害者の心理的状況に配慮した聞き取り、窓口の判断による加害者や実家への扶養照会停止など、当事者の安全を確保し、不安を与えない対応について、具体的に明記して欲しい。
母子生活支援施設は、心理的ケアや夜間対応の強化等、機能の拡充が必要であることを示されたい。
被害者の自立支援について、自立前のケアが非常に重要である事を徹底して欲しい。
当事者の孤立化防止策として、拠点となるセンターや民間シェルターが「つながりの場」としての機能を持ったり、当事者同士の分かち合いの場(自助グループ)に場所提供などできるようになればいい。
司法書士その他の法律専門職に関する情報、日本司法支援センター(法テラス)及びその主要業務に関する情報の紹介についても明記することを求める。
DVセンターや市町村にDV、虐待に対応できる長期的自立支援コーディネーターが必要。
DV被害者証明書を発行してほしい。
配偶者暴力相談支援センターで出す証明について、もっと柔軟な対応をするように、記載すべき。
一時保護された被害者や保護命令を発令された被害者以外でも、DV被害にあった証明を得て公営住宅の入居資格の証明等に利用できるようにしてほしい。
自立支援には「同行支援」が必須要件である。
女性相談所においても同行の必要性とあり方を示すべき。
被害当事者支援の基本原則である「同行支援」の支援体制の整備に向けた実効ある方針とされるべき。
保証人制度について制度化されたが、都道府県で温度差があるのが実態であり、徹底されるべきである。
就労や借家等のための保証人制度を撤廃する。
加害者追跡から被害者を守るため、被害者の個人情報保護を徹底するよう明記してほしい。
住民票を異動しなくても、全国どこでもあらゆる援助が受けられるようにする。
住民基本台帳の閲覧等の制限について、配偶者暴力相談支援センター、警察で説明した後は再度説明しなくてもよいようにすべきである。
住民票について、DV被害当事者情報をすべての部署で秘匿する、表示させない等の基幹システム改善を市区町村に求めるべきである。
住民基本台帳の閲覧等の制限・市町の個人情報を取り扱う窓口担当者は、加害者側(加害者・加害者の親族や知人・加害者の雇った調査機関)からの問い合わせに被害者情報がもれないように促し、情報が漏洩した際の処罰規定を設けてほしい。また、先進的な取組を紹介してほしい。
自治体の個人情報を取り扱う窓口担当者は、加害者側に被害者情報がもれないように情報の保持を徹底し、情報が漏洩した際の処罰規定を設けてほしい。民間機関にも協力を求める。
住民票、戸籍、所得証明書等を取り寄せることが困難な人のための、公的なセンター等の設置をしてほしい。
公営住宅の入居に際し、DV被害者は保証人がいなくても入居できるようにすること。
市町村は民間アパートの家賃補助積極的に実施するべき。
公的住宅の優先枠の拡充を求めます。また、民間の賃貸住宅を活用し、家賃補助を県や市町が行うようにしてほしい。

DV被害者は、住民登録の有無及び離婚の成否にかかわらず、市(町)営住宅に入居でき、同伴児の保育所入所、公的住宅の優先入居、現在地で健康診断と予防接種等ができるように、周知徹底してほしい。
被害当事者に、当面の生活資金、家賃、医療費等の経済的支援をしてほしい。
DV被害者が職に就くまでの間、短期の保護費を支給すること。
生活保護が対応されるまでの当座の生活費を保障してほしい。
犯罪被害者として、一時金を無利子で用立てるなどの支援が必要である。
引越し費用の支払い方法について、統一してほしい。
遺族年金受給について、DV被害で避難している期間は、「生計維持関係」とする等により、遺族年金の支給を可能とすること。
国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への手続きは、配偶者暴力相談支援センターの証明があれば、他市町村でも相談により手続きできるようにするのが望ましい(手帳の再発行も含む)。
多重債務問題を抱えた被害者に適切な措置が行われるよう、多重債務問題解決のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整等その他の援助等に関する事項を盛り込むことを求める。
生活実態から生活保護の受給要件を満たしていれば、速やかに保護開始をすること。
生活保護にDV被害者枠というものがあるということを普及啓発してほしい。
生活保護の活用に当たって、当事者に不安を与えない対応についてくわしく記載すべきである。
生活保護係にもDV担当者を配置し、被害当事者が安心して相談でき、適切に必要なサポートが得られるようにすること。
外国人登録証を移動しなくても生活保護を受給できるようにすること。
母子家庭の就労支援を拡充する。
まず自治体が被害当事者を積極的に雇用してほしい。
就労先の確保に向けた地元企業ネットワークを確立するよう促してほしい。
企業に対して母子家庭の就労を優先的にすすめる。
DVサバイバーの雇用など大企業などに国からの働きかけがあればと思う。
ハローワークの窓口にはDV担当者を配置し、被害当事者が安心して相談できるようにすること。また、担当者はDVにある企業の開拓や有効な情報提供を適切にできるようにすること。
公共職業安定所、職業訓練施設、母子家庭等・自立支援センターにおける職業訓練については、DV被害者に対しては訓練手当を支給すること。
公共職業安定所や職業訓練施設の職員についてもDV被害者への対応についての啓発や研修を実施する必要があることを示されたい。。
就業の促進については、就業相談、資格取得、職業訓練等の制度を個別に用意し、また、雇用促進補助金の導入など、企業対策を講ずるべき。
労働政策に女性の就労促進を優先的に位置づける必要がある。男女平等参画センター、民間団体などが行っている「女性のための就労支援事業」との連携を図るべきである。
児童扶養手当の支給対象となる母子家庭等の中に、DV被害者を含めること。
民間シェルター等で保護されている期間の学習の保障及び保育の支援を行うこと。
小学校にもスクールカウンセラーの導入など検討してほしい。
子どもの急な病気や母親の体調不良のときなどに、特別に預かってくれるような支援が必要。
同居する子どもの就学について、例えば病院の院内教室のような手立てはできないか。

配偶者暴力相談支援センターに相談した際、子ども家庭センターの心理判定員などが同席し、相談者に助言できるようにしてほしい。
県や市町村の教育委員会、各学校長、管理職にもっと情報を提供し、DVIについて現場の理解を深めることが必要。
外国籍女性について、外国籍の当事者カウンセラーによる訪問カウンセリング、居場所作り等が求められている。
外国人女性の登録原票に関しては支援措置がない。外登法の処理要綱も住民基本台帳法のそれと同様に策定してほしい。
外国籍被害者も、日本人被害者と同様に、現在地主義で生活保護を実施すべき。
加害者が外国籍である場合に、通訳料翻訳料の公費負担制度、関わる通訳者への研修制度を確立すべき。
「自立支援」は、「生活再建」という言葉に置き換えていけたらいい。

7. 保護命令制度の利用について

主 な 意 見
保護命令発令時に、探偵等を雇って被害当事者の居所を調査すること等が禁止されることを通告すべき。
加害者の検挙について、「被害者の意思を踏まえ」に加えて、「被害者の安全確保のため」を入れてほしい。
「命令の効力が生じた日から起算して六月を経過しても、被害者の同意が得られなければ面会の要求や電話をかけることなどいっさいの接触は許されないものとする。」を盛り込むこと。
保護命令制度の改正について、全国の各地方で説明会を行うこと。
法改正で新たな対象と禁止項目が認められたが、その内容の周知徹底を図るべきである。
被害者の親族・知人等に対しても、保護命令の保護対象として有効なものにしていきたい。
保護命令の保護の対象者を、被害者を助ける人全てとしてほしい。また、本人の同意がある場合にはその者も保護の対象として含めるなど、対象者を広くしてほしい。
保護命令の出せる加害対象の範囲を、現行の夫、元夫、のみならず、恋人まで広げること。
接近禁止命令の更新について、自動的に更新されるよう、再度の申立の手続を簡便にすべき。
保護命令の再々度の命令が許可されたことはない。保護命令の条件の緩和し、加害者からの具体的な加害的行為がなくても発令するようにしてほしい。
保護命令期間については、延長の申立が認められにくい。被害者の状態、加害者の動向に応じて、必要な延長を確保することが必要であることを示されたい。
子どもの定義を改定してほしい。
退去命令による加害者の退去先について、被害者に連絡すること。また、被害者の生活圏には退去しないように基本方針に明記してほしい。
子どもとともに避難している場合は、助言・指導を行う際に、子どもへの接近禁止についての確認を行うよう配慮していただきたい。
被害者や支援者の安全に十分注意を払う必要があること等を示されたい。
保護命令にあたっては、経験豊かな助言者が必要と思われる。

申立書に証拠としてつける診断書について、医療機関名を加害者に知られないよう伏せることが必要。
護命令の申し立ての際、記入方法についての助言などの支援について、被害者が安心できるよう更なる研修が必要。
被害者が荷物を持ち出す際、持ち出し先のあてがない場合には、公的機関が空き部屋を提供したり、保管費用を持つなど、次の住まいが決まるまで、早期に荷物が持ち出せる仕組みをつくるべき。
被害者が一時保護中であったり継続相談につながっている場合、裁判所・裁判官には、被害者の置かれた状況をきちんとふまえた判断をお願いしたい。
裁判所の対応では、家裁の調停に支援者の同席も可能であることを明示する。
司法関係者の研修不足が、保護命令制度の活用の壁となっている。すべての職員への研修の実施等、改正内容の徹底がされるべき。
保護命令違反が増加しており、違反しても逮捕されないなど、加害者に対する対応が不十分。警察は保護命令発令中の加害者に対して、厳正に対処することを基本方針に明記すべき。
DVについて認識のない裁判官が被害者に対応し、二次的被害を生じさせる場合がある。DVについての研修を徹底し、各裁判所や裁判官で格差のない対応をすすめるよう基本方針に示してほしい。
保護命令を裁判所に申し立てたところ、裁判所の担当官が「無理ですね。」「まず出ませんよ。」等の言動で、申立てそのものを排除しようとしたことがあった。また、加害者が入院中で送達できないからと申立人に取り下げさせたという事例があった。何のための保護命令であるのか、担当者に周知徹底してほしい。
保護命令制度の利用について 警察・司法関係者の研修の徹底。
保護命令を実効性あるものにする為に、執行機関としての警察の積極的な介入と、警察或いは裁判所による加害者に対する定期的な面接などの監視体制システムを作って欲しい。
裁判所から、荷物の持ち出しが目的なら、退去命令を取り下げよう言われた。また警察に立ち会ってもらい荷物の持ち出しをしようとしても、警察の対応は一貫していない。退去命令が法の趣旨に則って行使されるよう求めたい。
警察の対応について、保護命令制度の情報提供がない、相談記録をつくらない、担当者がいない等の理由で相談を受け付けない、保護命令を申し立てる事案ではないという判断をおしつけるなどの実態がある。改正内容の徹底がされるべきである。
保護命令違反をした加害者を警察は速やかに逮捕拘留すべき。
保護命令期間に、加害者への指導・警告等、加害者への対策も同時進行で行うよう示されたい。
保護命令が発令された加害者には、説諭のみならず、DVが犯罪であることの研修を義務付けるべき。
加害者の更生に向けた教育プログラムを開発し、啓発することも必要である。
加害者に対する更生プログラムの情報提供と義務付けがなされるのが望ましい。
国は保護命令発令中の加害者に対して、犯罪行為となることの教示を行い、犯罪予防に努めるべきであることを、取扱方法も含めて具体的に明示すべき。
現在の保護命令申立について、判り易く丁寧な情報提供のパンフレットをモデルとして作成することが必要。
DV保護命令の通訳料(事前納付で10万円)の立て替えや援助を受けられる仕組みを作してほしい。
インターネットによるDV被害者情報の露出を取り締まる法律を作るべき。

「DVに該当する」「しない」の「判断・認定」は裁判所の仕事であり、配偶者暴力相談支援センターの役割ではないと明記してほしい。
保護命令に出頭命令・保護観察をつけ、警察官の義務的逮捕の制度を創設し、基本方針に盛り込んで欲しい。

8. 関係機関の連携協力について

主 な 意 見
関連機関の連絡会への参画、情報の共有、事例検討など、連携が深まるようにしてほしい。
基本方針には民間団体が適性を発揮した新しい連携のあり方をも推進し、様々な形のアクティブな連携がそれぞれの地域に生まれるような、具体性・実効性のある内容が、明確な表現で盛り込まれるべきである。
連絡会議等施策の立案に被害当事者の意見反映・参画の保障を明示すべき。
関係機関の相互の協力の在り方をマニュアル化するだけでなく、事例等を持ち寄ったカンファレンスや関係機関による協議会開催など、実際の活動を通じて連携を強めていくことが必要であることを示されたい。
地方自治体と民間との連携を実質的に行うように明記してほしい。また、子どもに関わる機関との連携を盛り込んでもらいたい。
今後、穴だらけの官民連携が改善され、被害者の早期社会復帰が果たされるような見直しと推進がされるよう期待する。
配偶者暴力相談支援センターが被害者支援の中核として果たすべき役割内容を明確にしてほしい。
配偶者暴力相談支援センターがセンター機能を発揮することにより、関連機関の連携、研修、支援スキルアップを行い、被害者がどこに相談しても、同一の質の高い支援を受けることができるようにしてほしい。
国は配偶者暴力相談支援センターが中核としての役割を果たしているかどうか、人員体制を含めた組織運営について、都道府県に格差がおきないように調査し、必要に応じて勧告すべきである。
配偶者暴力相談支援センターが被害者支援の拠点となるよう、各方面からの公的支援が必要であるとともに、支援の拠点に被害当事者の声が常に反映されるようにしておくことが必要。また、官民協働で、コーディネーターの育成を図ることが必要。
ワンストップサービスの実施を義務化してほしい。
行政機関の窓口を、被害者専用窓口として、一本化してほしい。
加害者の追及から逃れるために都道府県域を超えた広域的な連携が必要である。都道府県が広域連携の調整を責務とすべきである。
自治体間の連携の具体的な方向（費用負担、情報伝達のルール等）について定めることが必要。
裁判所と警察で連絡を取り合い、被害者の権利を考えたルール作りをしてほしい。
公的相談機関や民間相談機関が、マイノリティ女性と日常的な交流の枠組を整備し、連携促進が意識的にはかれることを要望する。
外国人や障害者への支援として、バリアフリー化、バイリンガル化の具体化を進めてほしい。

9. 職務関係者による配慮・研修について

主 な 意 見
職務関係者への研修を義務化し、被害当事者が、どのようなプロセスにおいても正確な情報を得ることができるよう努力して欲しい。
十分な研修を義務付け、定期的な事例検討会やSVを受けられる体制を都道府県レベルで保障するようにすべき。
医療関係者・警察・司法・教育関係者・生活保護ケースワーカーの研修の充実が必要である。また、市町村の窓口担当者においても、研修は必須とすべきである。
市町の窓口対応者・医療関係者・警察・司法・教育関係者・生活保護CWの研修時間などの数値目標を定めるべき。
DV防止法の運用にかかわる通知・通達等については、職務関係者のすべてに周知し、日常業務に反映されるような手続が求められる。
研修は必要。特に相談窓口となる方は、心のケアも必要。人権について真剣に考えておられる方でないと、二次被害を起こす可能性がある。
プライバシーの保護の観点を盛り込んで欲しい。
行政に携わる全職員の職場研修科目にDVをいれること。行政の職員は最低限、DVのなんたるかの理解をし、DVに接するスキルを磨くこと。きめ細かな、継続的研修を義務付けること。
公務員に対する徹底したDV予防教育と公務員のモラル向上が必要。
被害者の立場と同じ目線で、救済できる人材を求めたい。
職務関係者以外の一般向けのDV研修や講演会においては、加害者の手口を教示しないような講演会が望まれることを明文化するべきである。
職務関係者の代理受傷について、メンタルケア対策のための予算措置をされたい。
職務関係者(民間シェルターも入れて)のバーンアウト対策をすべきことを明文化し、予算措置すること。
研修会の講師に被害者を採用するという方法を明示すべき。
研修内容や講師の選定については、当事者や支援団体等の参画・意見反映が必須である。
関係職員の定期的なDV研修の徹底研修の内容や講師の選定について、当事者の参画が必須。
「DVは児童虐待でもある」という視点をもりこんでほしい。児童虐待防止法と関連付けて、保育士や教職員等に対して、法改正の趣旨の周知・啓発をすすめるとともに、予算措置やスクールカウンセラーの配置を求める。
知的障害者のDVなど、病院の研修の徹底を望む。
マイノリティ女性が安心して相談できるように、同じ立場の女性の相談員やマイノリティ女性の抱える困難な課題などに敏感な視点をもった相談員の養成や研修実施を要望する。
外国人・障がい者・高齢者の直接の支援にかかわっている関係者へのDV研修の実施の必要性を明文化すべきである。
オーバーステイの外国人被害者であっても、『被害者の身の安全を最優先しオーバーステイでも通告しない』ということ等、外国人被害者にかかわる制度を行政窓口職員に周知徹底する研修を明文化すること。また、オーバーステイの人を逮捕しないほしい。

10. 被害者からの苦情の処理について

主 な 意 見
実効ある「苦情」処理制度が創出されるよう基本方針に明確な指針を盛り込むこと。
苦情が出た場合、関係機関で共有するべき。全国の一時保護施設での共有も必要。関係機関や、専門職の方等交えて、ケース検討会が必要。
苦情処理について、安心して苦情が言える雰囲気作りと、場の保障が必要であるし、場合によっては仲裁機能を有する場が形作られると心強い。
苦情処理窓口には真摯に対応してほしい。意見を引き出すような姿勢・態度で臨んでほしい。
苦情処理については、民間苦情処理委員会やオンブズパーソン制度を導入してほしい。
DV被害者に対応した機関で苦情処理を受け付けてほしい。
当事者に代わって支援者が苦情処理への申請ができるようにすることも盛り込んでほしい。
人権擁護機関が、配偶者からの被害者が援助機関・職から受けた保護・援助に関する異議申し立てを受理・審査・是正のための措置を取れる旨を明確な表現で盛り込むこと。
苦情処理制度の周知をはかるために、支援関係機関の施設内に、苦情対応制度の内容を掲示すべきである。
苦情を受けた関係機関は、苦情とその対応プロセス、対応の結果を、匿名化した上で公表することが必要であることを示されたい。
DV被害者が接したすべての窓口・配偶者暴力相談支援センターや警察・司法・医療・教育・その他の関係者に対する苦情処理に対して、適切・迅速・積極的に対応するように義務付けて欲しい。
被害者が二次的被害を受けた場合、第三者機関に相談できるようにしてほしい。
公的機関からの二次被害防止・苦情解決制度のシステム化。配偶者暴力相談支援センターへの苦情処理制度の義務付けが必要。

11. 配偶者からの暴力の防止に関する教育啓発について

主 な 意 見
広報啓発にあたっては、どのようなことでも配偶者や恋人からの暴力は許さないという国民の共通意識形成の必要がある。
加害者・被害者両者の教育こそ大切。
配偶者暴力の定義について、曖昧なので、もっと暴力を具体的に示した広報活動を行ってほしい。
「どこにも相談しなかった」被害女性の割合が、42%から限りなくゼロに近づくような啓発活動を考案し、実施してほしい。
未然防止の活動がなされていない自治体の脆弱性を点検し、実効性のあるシステムの整備を構築し予算化してほしい。
暴力を容認しない社会意識を形成するための教育プログラムを国が作るべき。中高生向け・保護者向けにも、デートDVの啓発をすべきと明文化し、文科省はそれを確実に実施すべき。
新聞一面の政府広報を実施してほしい。
すべての教育機関で非暴力トレーニングを実施してほしい。
DV予防教育に関して、年間一定時間、反DV教育を実施するなどの義務化が必要。
教育現場における教育・啓発が非常に重要である。その積極的な取組や、必要となるカリキュラムの開発などを具体化するよう示されたい。

教員養成課程においてDVに関する知識情報など織り交ぜたプログラムを盛り込んでほしい。
学校教育、社会教育、加害者更生プログラムなどでの教育、啓発が欠かせない。
DV防止教育啓発には、加害者を作らない教育が必要で、それには、家庭教育、躰が最も重要。
母と一緒に保護された後、学校や保育所に通うDV被害者の子どもたちに関わる教職員、保育士などへのDV研修の実施と、対応マニュアルの作成などの取組が必要であることを示されたい。
学校教育や生涯教育のみならず、専門家への教育を施してほしい。
DV被害に悩んでいる人に情報が届くよう、また加害者には支援情報が知られないよう工夫することを盛り込んでほしい。
人間の人権の問題は小さな子どもから教育していったほしい。
新聞やCMスポットなどで、広くDVを取り上げていくことを要望する。
地域教育等においても、当事者や支援者を登用した反DV啓発教育の推進を明文化すべきである。
DV加害や被害の予防のための教育を中学・高校で行うよう、市町村に推奨してほしい。
教育啓発については、家庭における「専業主婦」の立場を尊重する意識を行政レベルで持つことが重要。
DVは犯罪であるという社会通念を醸成していくためには、教育、啓発が効果的にされなければならない。国の「男女共同参画基本法」と連携しより効率的網羅的に教育、啓発を進めることが大切。
「配偶者暴力相談支援センターの連絡先等については、加害者の目につきにくい方法を工夫するなど、被害者の立場に立った広報を行うことが必要である。特に、配偶者暴力相談支援センターの住所については、インターネット・リーフレットなどに記載しないことを徹底する必要がある。」とすべき。
オーバーステイの被害者を逮捕しないでほしい。
外国人・障害者・高齢者の直接の支援にかかわっている関係者へのDV研修の実施を明文化してほしい。
配偶者からの暴力に関する基礎的知識についての啓発・広報ならびに支援機関の情報提供が、マイノリティ女性のコミュニティを中心にマイノリティ女性全般にも届くような実施・推進を要望する。
デートDVの防止についての啓発教育活動の必要性を盛り込んでほしい。
恋人からの暴力に対する社会の意識・慣習の見直しや予防対策にむけて、教育の果たす役割を、都道府県・市町村でも方針化するよう盛り込んでほしい。
加害者に対するDV根絶教育を早急に実施してほしい。特に刑務所内での反DVカリキュラムを実施してほしい。

12. 調査研究の推進について

主 な 意 見
DV被害者の状況や問題把握と、そのデータ化が不十分である。医学的、臨床的な分析に基づく支援プログラムの開発を母と子の状況に合わせ具体化し、自立支援計画に反映させる必要がある。
一般的なアンケートでは真の姿を計れない。民間団体の協力が不可欠である。
加害者対策について、矯正施設、保護観察所における指導プログラムの開発が期待される。

各都道府県では、DV実態調査の実施を行うよう明記してほしい。
内閣府は各自治体の施策の施行状況調査の発表を継続し、自治体間の格差是正を促してください。
国が先進的な自治体のマニュアルを紹介するなどして、各自治体の取組を促してください。
国は、当事者や支援者からどのような調査研究が求められているのか、要望をとりまとめるべきである。
DV被害者の【被害者学】についての研究と、そういったものの冊子化や書籍化をほしい。

13. 民間団体に対する援助・連携について

主 な 意 見
公的機関に都合のよい民間団体の「活用」ではなく、対等な連携、一時保護委託以外の、相談、動向支援、通訳コーディネートについては適切な対価が望まれる。
民間シェルターの果たしている役割を評価し、民間シェルターが安定して運営していくために、国、都道府県は補助金支給してほしい。
団体との連携から、現場の状況を把握して頂きたい。民間シェルターは、援助金がなければ続けられないのが実状。他県へ逃げる場合に、せめて今の県と同じ支援が受けられるようにしてほしい。
DVサポートの主要な担い手である民間シェルターに、恒常的かつ安定的な財政支援の仕組みをつくることが急務。一時保護委託単価の見直しと、全国一律の運営費補助金制度を検討してほしい。
実績のある民間団体については、配偶者暴力相談支援センターに準じて、運営経費や人件費について国費補助をすべきであり、その基準を基本方針に明確化すべきである。
一時委託契約の内容を見直し、相談業務・緊急一時保護・自立支援全体にかかわる業務委託として、委託単価を算定すべき。
民間団体は国のDV情報、関連省庁の通知・通達の入手が困難である。関係機関にも情報を積極的に提供してほしい。
民間支援団体にも、関連省庁の通知・通達、制度に関する情報を積極的に提供するように明記してほしい。
民間シェルターなどとの個人情報の共有、連携について、民間団体に誓約書や協定書を出してもらうようにするなど指針をだすべき。
被害者が暴力から逃れた場合、その一時保護先が婦人相談所や婦人保護施設であっても、民間の機関であっても、同じ支援を受けることができないとなければならない。被害者情報の共有化などの連携を図っていくことが重要であることを、基本方針に示されたい。
都道府県は市町村にも民間団体を支援するように助言や調整をすべきである。
〇〇県のように、市町にも民間シェルターへの助成をするように調整するような役割を都道府県にさせるべき。
全国の民間団体への委託をしてほしい。シェルターを退所してからの自立支援を委託してほしい。
当事者グループを助成することを盛り込むこと。
当事者の声の施策への反映と民間シェルターへの支援を強力に進めてほしい。

地域での民間団体との連携がより強化・促進されるよう、国においては、例えば、厚生労働省が児童虐待対策として「要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)スタートアップマニュアル」を調査研究・公表しているようにより積極的な助言が求められる。

14. その他(上記以外の内容について)

主 な 意 見
地域間の格差、DV被害者に対する対応格差をなくしてほしい。
本当に必要のある家庭に財政支援をしてほしい。
DV対策はぜひ予算をつけ、事業として取り組むべきものであると方針に盛り込んでほしい。
DV家庭に育った子ども達が自立するまでの費用をDV加害者に負担させるべき。
国による児童扶養手当や生活保護の母子加算等の減額方針を撤廃し、母子家庭とひとり親家庭が生きやすい環境作りをしていくことがDV防止への一助となる。
離婚成立後の子どもの養育費の支払いについて、国が立て替えるとかサラリーマンなら給料を差し押さえて強制的に支払わせるような手立てを考えてほしい。
今回の改正でも、加害者に対する罰則が軽く、加害者再教育の必要性についてもふれられていないのがとても残念。早急に検討すべき。
加害者の更生のための指導について一刻も早い実現を望む。
DV加害者を刑事罰として強制的に更生プログラムを受けさせてほしい。
加害者更生プログラムについて、例えば「将来、刑法の部分的改正を射程に入れて、加害者更生プログラムの受講の義務化を実現していくために、国は段階的なプランを策定していくことができる。」という文言を盛り込むべき。
加害者に対する取締りの法的整備が(加害者を犯罪者として拘束し、施設で更生)急務。
外国人DV被害者支援のため、通訳者の確保等を進めてほしい。
性的少数者も法律の対象にしてほしい。
公的シェルターで二次被害に遭われる方の数が少なくないので、全国の公的シェルターの調査をしてほしい。調停員の選任方法に疑問を感じる。
都道府県が策定する基本計画の「一時保護体制の拡充」について、・利用者の安全確保・同伴時の保育体制の充実・同伴学童の学習権の保障・外国人のための通訳・婦人保護施設指導員の増員、の点を盛り込むことを望む。
DVのある家庭では、直接的児童虐待もよく起こる、ということを明示したほうがいいのではないかな。
DV加害者の大人に対しては厳罰を将来のある子どもたちにはDV予防教育の徹底を基本計画に盛り込んでください。
DV被害者の子どもたちが、安全に安心して母親や父親と面会できる場所が必要。
全体を通して、・虐待児の支援の充実・保育や学習権の保障・婦人保護施設の職員配置増(女性相談センター(新宿)の保護所と同率にして欲しい)・加害者支援プログラムの充実、の点を盛り込むことを望む。
DV抑止のために、執行機関(警察など)がきちんと処罰できる体制作りが急務である。
支援センターの証明により、銀行口座の開設を可能にしてほしい。
DV被害者で別居を選択した妻にも、年金の最大50%の配偶者分与を認めてほしい。

第一の一「犯罪となる行為をも含む」は、「犯罪」と断定したほうがいい。また、配偶者暴力相談支援センターでの相談件数の地域差は、実際の暴力の多寡よりは、文化・情報量の地域差、つまり相談できる状況か否か、による可能性もあるので注意が必要。

DVIにおける措置権のある分野にいる正規職員の知識のなさ、傲慢さによる被害者への二次被害をみるにつけ、DV問題は、被害者の人権のみならず、それを支援している非常勤の人権も軽視されてる気がする。

一保護所に保護した被害者を、加害者が探し回るケースの場合には、そのDV加害者に対応する窓口を設け、公的機関の担当者(警察官・公務員)が担当するようにしてほしい。

法律そのものの撤廃を求める。または、訴えた側の主張を鵜呑みにせず、裁判所なりの関係機関は当該訴えをよく精査し、虚偽の訴えをなした場合には罰則をもうけるべき。